



2021年2月5日

各位

会社名 株式会社メディネット
代表者名 代表取締役社長 木村 佳司
(コード番号:2370 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 落合 雅三
(TEL 03-6631-1201)

新株予約権(有償ストックオプション)の消滅及び特別利益の計上に関するお知らせ

2021年9月期第1四半期累計期間(2020年10月1日~2020年12月31日)における新株予約権の消滅及び特別利益の計上について、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

＜株式会社メディネット第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)＞

(1) 取締役会決議日	2013年3月7日
(2) 新株予約権の権利行使期間	2016年3月25日から2021年3月24日まで
(3) 新株予約権の割当対象者	当社取締役(社外取締役を除く)、執行役員、社員及び顧問
(4) 新株予約権の権利行使価格	1株当たり 1円
(5) 発行した新株予約権の数	1,177個(117,700株)
(6) 退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数	560個(56,000株)
(7) 消滅する新株予約権の数	617個(61,700株)
(8) 消滅後の新株予約権の数	0個(0株)

2. 新株予約権消滅の理由

本新株予約権につきましては、以下に記載の＜新株予約権の行使の条件＞(1)を満たさないこととなりましたため、本新株予約権の全てが消滅するものであります。

＜新株予約権の行使の条件＞

新株予約権者は、新株予約権の権利行使期間内において、以下の条件が満たされた場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(1) 割当日から行使期間中に終了する決算期において1回以上、連結営業利益が黒字を計上していること。ただし、当社が会計基準を変更した場合(国際財務報告基準の適用を含む)には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。

(2)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3. 新株予約権の消滅日

2020年11月27日

4. 特別利益の内容

本新株予約権の消滅により、2021年9月期第1四半期において新株予約権戻入益24百万円を特別利益に計上いたしました。

5. 業績に与える影響

2021年9月期の業績予想については、他の要因も含め、修正が必要な場合には速やかに開示いたします。

以上